

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[憲法・刑法]

2025年8月23日(土)

12:30～14:30

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は憲法1問、刑法1問、解答用紙は憲法2枚、刑法2枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔憲法〕（８０点）

家庭内で親が自身の子を虐待したり、殺したりするといった事件は従前も起きていた。しかし、２０**年以降、親が特に年少の子を殺す事例が数多く報道されるようになったことから、人々の間で、家族内における子どもの権利を保護するため、親による年少の子殺しに対する厳罰化を求める声が強くなってきている。

そこで国会議員Ａらは、親が自身の年少の子を殺害した場合、現行の刑法１９９条の（普通）殺人罪よりも刑を重くする規定（「１３歳未満の子を殺した親は、死刑又は無期若しくは６年以上の拘禁刑に処する。」）を刑法に新たに設ける案（以下「本案」とする。）を準備した。本案では、刑の減軽（刑法４２条１項〔自首等〕等、同６６条〔酌量減軽〕、同６８条〔法律上の減軽の方法〕参照）を加えてもその執行を猶予することができない死刑又は無期拘禁刑のみとするのではなく、刑の減軽によりその執行を猶予できる可能性を残している（同２５条１項〔刑の全部の執行猶予〕参照）。

Ａらは、親による自身の子の殺害については、他人又は他人の子どもを殺害する場合に比べても、国民感情の点から厳罰化が許容されやすいであろうと考えている。他方で、Ａらによれば、かような殺害は、精神的、肉体的に未熟な年少者を対象とする場合に特に起きやすいこともあり、親が１３歳以上の子を殺害した場合は（普通）殺人罪の適用を受けることとして、本案における罪の対象を限定化したとのことである。もっとも本案には一定の憲法上の問題があるとする別の国会議員からの指摘もある。

あなたは、Ａらから本案をめぐる憲法上の課題に関する検討を依頼された法律家であるとして、本案の憲法適合性について論じなさい。その際には、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場にも言及しなさい（なお、本問では、傷害致死罪などの存在については考えなくてよい）。

〔刑法〕（８０点）

以下の事例における甲の行為につき、器物損壊罪（刑法２６１条）の構成要件該当性が認められ、次に何らかの違法阻却事由が成立しえないかが問われる。次の（１）から（３）に答えなさい。

〔事例〕

甲は、某日夕方、住宅街を散歩していると、Ａ宅から突然獰猛な大型の猟犬（飼主Ａが所有する）が飛び出して襲い掛かってきたので、たまたま手に持っていた傘を振り回していたが追い払うことができず、やむなく猟犬めがけて傘先を突き出しその喉を貫いて、これを殺害した。なお、猟犬がＡ宅から飛び出して甲を襲ったことに飼主Ａに何らの落ち度もなかったものとする。

（１）甲に正当防衛（刑法３６条１項）が成立しうるとの立場は、上記事例に正当防衛状況をどのように適用するかについて説明しなさい。（３０点）

（２）甲に緊急避難（刑法３７条１項本文）が成立しうるとの立場は、緊急避難が第三者への転嫁行為としてその要件を厳格化していることに照らし、上記事例に緊急避難をどのように適用するかについて説明しなさい。（３０点）

（３）甲の行為に違法阻却事由が成立するかどうかにつき、自らの見解（上記（１）及び（２）で記載した立場に限られない）を根拠とともに示しなさい。（２０点）

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[民法]

2025年8月23日(土)

14:55～16:15

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は3問、解答用紙は3枚、下書用紙は1枚です。問いごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[民法] (100点)

第1問 (30点)

Bは、学習塾を経営するAから、Aの経営する学習塾の事業譲渡について代理権を与えられ、Cとの間で事業を譲渡する契約（以下「本件契約」という。）の締結を行った。本件契約は、ACの間では、Aが学習塾の校舎として使用していた建物の賃借権譲渡につき賃貸人の承諾の手続等が順調に行われて学習塾の運営を継続することが可能となることを前提として行われたものであり、そのことはBも知っていた。

しかし、Bは、学習塾の建物の賃借権譲渡の承諾が賃貸人から拒まれたにもかかわらず、Cから一時金を支払わせてその金員を着服する目的で、Cに対し、「既に賃貸人の承諾は得られておりその承諾書もすぐに持参できる。建物の賃借権を承継することには何らの問題もない。したがって学習塾の事業譲渡も順調に進められる。」と告げ、その旨Cを誤信させて本件契約を締結させたものであった。その後、結局、学習塾の建物賃貸人からは、賃借権譲渡の承諾が得られなかった。

(1) Cは、本件契約につき、錯誤による取消しを主張することができるか、検討しなさい。

(2) 民法上の詐欺取消しが認められるには、欺罔者に、いわゆる二段（二重）の故意が必要とされている。どのような故意が必要とされているのかにつき、簡潔に説明しなさい。

(3) Cは、民法96条1項、同条2項、民法101条1項、同条2項のうち、いずれの条項に基づいて詐欺による取消しを主張すべきか、適用場面の違いに言及しつつ、理由を付して簡潔に説明しなさい。

第2問（40点）

Xは、Zへの貸金債権（弁済期2025年8月1日；以下「 α 債権」という。）を担保するために、2024年3月3日、Zが所有する建物（以下「甲建物」という。）に対し抵当権の設定を受け、同日にその登記を経た。Zは、Xに対し α 債権の弁済ができそうにないことから、2025年6月26日、知人のYとの間で示し合わせて、Yが居座ることでXが抵当権実行を躊躇するように権利関係を複雑にすることを意図して、同日より、Yが暴力団事務所の看板を掲げて甲建物の占有を始めた。同年7月6日、Xは、Yが甲建物の占有を開始したことを知った。

同年8月1日が過ぎてもZは α 債権を弁済しなかった。同月23日、Xは、Yに対し、抵当権に基づき、甲建物から退去し、Xに甲建物を明け渡すように求めた。以下の（1）及び（2）の場合、Xの請求が認められるかについて、抵当権が非占有担保であることに留意しつつ、論じなさい。なお、債権者代位構成及び民事執行法に基づく制度の検討はしなくてよい。

（1）Yが全くの不法占有である場合。

（2）YがZとの間で甲建物の賃貸借契約（賃料月額10万円、敷金1億円、譲渡転貸自由）を締結し、その登記を経ている場合。なお、甲建物の適正賃料は月額50万円である。

第3問（30点）

Aは家具やインテリアを扱う業者であり、Bに対し10万円の売掛代金債権（以下「 β 債権」という。）を有していた。Aの従業員Cは、商品販売のみの権限を持ち、代金取立及び受領については権限を有していなかった。Cは、Bとの取引の担当者であり、これまでBとの間で何度も取引を行っていた。もっとも、これまでのBとの間の取引の代金はAの口座に振り込まれており、現金による代金の支払は行われていなかった。

ある日、Cは、Bを訪れ、受け取った代金を着服する目的で、「この前の代金は、現金で受け取りに来た。」と告げた。これまでも10年間Cが販売の担当をしており、他の社員からチーフと呼ばれていたことから、Bは、Cには代金取立及び受領についても権限があると信じて、 β 債権の弁済として10万円をCに手渡した。なお、Aは、Bに対し、従業員が代金を現金で受け取ることはないと告げてはいなかった。

AがBに対し β 債権の支払を求めたところ、Bは、Cに手渡した10万円が β 債権の弁済として有効であると主張した。このBの主張は認められるか、論じなさい。

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[商法・民事訴訟法・刑事訴訟法]

2025年8月23日(土)

16:40～18:10

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、3ページです。
- 2 問題は商法1問、民事訴訟法2問、刑事訴訟法1問、解答用紙は商法1枚、民事訴訟法2枚、刑事訴訟法1枚、下書用紙は2枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[商法] (30点)

株主の議決権について述べた次の(1)から(3)までの問いに答えなさい。

(1) 株主は、その有する株式1株につき1個の議決権を有するのが原則であるが、例外的に株主に議決権が認められない株式がある。株主に議決権が配分されない株式として会社法が規定するものを4つ答えなさい。

(2) 株主が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合、株主総会の招集権者が、株主総会の招集通知に際し、株主に対して交付しなければならない書類及び書面について、説明しなさい。

(3) 株主Aは、書面によって事前に議決権を行使していたが、その後、Aから議決権行使の代理権を与えられたBが、株主総会に出席してAの議決権を代理行使したものとする。この場合における、Aが事前に行った書面による議決権行使の効力について、説明しなさい。

〔民事訴訟法〕（３０点）

第１問（１２点）

処分権主義は、訴え提起の場面においてどのように現れるか。処分権主義の意義及び民事訴訟法において処分権主義が妥当するとされる根拠をあげた上、関連する条文を示して、説明しなさい。

第２問（１８点）

Xは、３００万円をYに貸し付けたと主張して、Yに対し貸金３００万円の返還を求める訴えを提起した。この訴訟の第１回口頭弁論期日においてXが３００万円の貸金契約の存在を主張したところ、Yは「確かに３００万円を借りた。」と陳述した。

ところが、Yは、第２回口頭弁論期日において、３００万円を借りたとの陳述を撤回すると主張した。

（１）裁判上の自白の意義を説明したうえ、Yの「確かに３００万円を借りた。」との陳述により裁判上の自白が成立しているか、論じなさい。

（２）裁判上の自白の効力について、説明しなさい。

（３）上記（２）の解答を前提に、どのような場合に「確かに３００万円を借りた。」という陳述を撤回することができるか、論じなさい。

[刑事訴訟法] (30点)

弾劾主義と糺問主義の意義、当事者（追行）主義と職権（追行）主義の意義について述べ、弾劾主義と当事者（追行）主義との関係について論じなさい。

また、起訴状一本主義及び訴因変更命令について、その法的根拠、当事者（追行）主義との関係を踏まえた趣旨をそれぞれ述べなさい。